

議案第 12 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 変更路線調書

| 分類 | 番号   | 路線名称  | 起点(から)<br>終点(まで)         | 延長<br>(M) | 幅員<br>(M) | 備考 |
|----|------|-------|--------------------------|-----------|-----------|----|
| 新  | 1419 | 野城の内線 | 市脇536-3番地先<br>野228-10番地先 | 377.70    | 4.25~8.30 |    |
| 旧  | 1419 | 野城の内線 | 市脇536-3番地先<br>野224-2番地先  | 247.30    | 4.50~8.30 |    |